

大臣スマート明細配信サービス特約

(本特約)

- 第1条 本特約は「大臣スマートサービス約款」(以下「約款」といいます。)の内容を補足適用するものとし、大臣スマート明細配信サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用契約に際しては約款および本特約の内容が確認されたものとします。

(データの削除)

- 第2条 本サービスにアップロードして保管できるデータは過去3年間分です。保管期間を過ぎたデータは自動で削除されます。なお、保管期間はアップロードしたデータの基準となる日から3年間となります。
- データとは、給与・賞与・源泉徴収票および添付ファイルを指します。

(添付ファイル)

- 第3条 一度の配信で一人の利用者に添付できるファイルは、最大10個までです。なお、10個以内でもファイルサイズの合計が3MBを超えることはできません。

(添付ファイルの拡張子)

- 第4条 アップロードを許可するファイルの拡張子の種類は
[pdf, zip, doc, docx, xls, xlsx, ppt, pptx, jpg, png, gif, bmp, txt, csv]
となります。

以上